

平成28年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年2月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 22名 定員 29名  
欠席 5名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
	○	5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
	○	17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
	○	20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

## 平成28年度

## 第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年2月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 32 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  15 番 阿達 正 委員  16 番 森山 武郎 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について  整理番号：1・2・4 整理番号：3
	議案第4号 議案第5号	魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 50 分

# 平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会は、平成29年2月27日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

時間過ぎましたので、始めさせていただきます。総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告します。委員定数27名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号5番八木修司委員、議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号17番小島結治委員、議席番号20番星野貞樹委員、議席番号27番梅田隆夫委員の5名です。出席者数22名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は13時32分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特別報告事項はございません。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ございません。

広報部会長（菫澤芳子委員）

総会終了後に部会を開いて、4月に発行されます農業委員会だよりについて、話し合いを持ちたいと思っています。

議長（上村会長）

ただいま、会務報並びに部会報告がありました。皆さん方からご質問等ありましたらお願いいたします。

中澤正規委員

会務予定ですが、3月24日総会後の予定は何かあるでしょうか。

議長（上村会長）

最後にご報告をとということで考えていたわけですが、せっかくですので。

実は3月24日15時ということになっております。もうすでにご承知かと思いますが、私の隣におります局長が60歳の定年退職、こういってございまして、またこれから来る人事等々もあるというようなことの中では、我々と一緒に引っ張っていただきました局長の退職となることの中では送別会、新しい人も決まれば歓送迎会ということを開催させていただきたいというようなことの中で、15時からの開催を予定しているということですが、ひとつご了承いただければ、そのような形でさせていただきたいと思っています。

それと、主要会務報告の中で2月21日に地域別農業委員会会長・事務局長会議というようなことで私行ってきたんですけれども、ご承知のとおり上越・中越・下越それぞれの農業委員会が3カ所で開催しているというようなことの中で、いわゆる農業会議の新年度の事業計画というような状況でございます。その承認で総会にかけるといふことの中での議案の審議ということでもございました。いずれにせよ、新年度におきましては、ほとんどの農業委員会が新たな体制になるというようなことの中で、具体的な活動の中ではこの農業委員の体制または推進委員の体制というものがどのような形の中で実績を上げていて、これらのまずもって文言の中での体制づくりというようなことでの検討している最中だと思います。その辺は、いずれにせよ多くの農業委員会で持ち合わせながら新しい体制に向かっていくということで、具体的な形はまだ見えておりませんが、今後またいろいろこういった農業会議を中心とした中でのこの体制づくりが進んでいくという状況でございます。そんなことの中でのこれがあつたということでもございます。

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号15番阿達正委員及び議席番号16番森山武郎委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は67件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明のとおり事前配布ということでございます。目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達正委員

45番、これについては筆合計数が出ておりませんが、4筆2,880㎡でよろしいでしょうか。

事務局（穴沢主任）

すみません。記載が漏れてしまいました。はい、それでいいです。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですのでお諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

次に、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の21ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は11件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今

後も魚沼市にお住まいの方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書22ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買3件、使用貸借権の設定4件、合計7件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 518 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作することが困難になり、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地       井口新田字願成寺 1059 田ほか2筆 合計2,197 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢で耕作できないため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか13筆 合計2,896 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\*\* 田 724 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢等により耕作することが困難になったため、一般財団法人\*\*\*\*\*が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、一般財団法人\*\*\*\*\*への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号5 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか20筆 合計13,306 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 使用貸借権設定 15年間

譲渡人は経営移譲年金を受給中であり、後継者の死亡により、その配偶者の方との使用貸借権を設定するために申請があったものです。

次の整理番号6番と7番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号4番を除く1番から7番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号4番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号の事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1番ですが、先日\*\*\*\*\*さんと電話で話させていただきました、問題ないと思われま

渡邊弘義委員

整理番号3番・5番ですが、先日電話連絡で確認取れました。問題ないと思いま



大島強喜委員

整理番号4番ですが、先日\*\*\*\*\*さんのところに伺ってきましたけど、去年まで耕作しておられましたけど、大栃山地区ではここ1軒しかないということで、効率があまりよくないということで\*\*\*\*\*のほうへお願いをしたところ、「では私どもがやります」ということで話がありましたので、なんら問題ないかと思えます。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定、使用貸借に関する整理番号4番から7番まで、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から7番まで申請どおり許可することといたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書26ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は3件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田 2,976 m <sup>2</sup>
	当初転用目的	砂利採取
	変更申請概要	一時転用の期間延長、3カ月間延長し平成29年6月30日までの延長
	変更理由	地権者の要望により、積雪による基盤雪締めをし、より堅牢な基盤を構築するため。

砂利採取を行い、平成29年3月31日までに現況復旧する工事計画でしたが、積雪による基盤雪締めの要望があり、この度3カ月間の期間延長をする旨、事業計画変更の承認があったものです。

整理番号2 当初計画者 \*\*\*\*  
承継者 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 143 m<sup>2</sup>  
当初転用目的 一般住宅  
変更申請概要 農地を畑に戻すという計画  
変更理由 他敷地（宅地）へ一般住宅を建築したため  
申請地は\*\*\*\*地内です。平成26年9月18日に農地転用許可を得て、一般住宅を建築予定でしたが、その後計画の変更があり、隣接の宅地へ一般住宅を建築しましたので、この度申請地を元のおりの畑とする旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号3 当初計画者 \*\*\*\*  
承継者 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 288 m<sup>2</sup>  
当初転用目的 建売住宅  
変更申請概要 車庫兼用物置建築敷地  
変更理由 業績悪化に伴い展示住宅の建築を断念したため  
当初計画者は、営業拡大を行うために展示住宅を建築予定であったが、業績悪化のため、計画の完了には至っていない。そこで、承継者が駐車スペース及び物置スペースを探していたところ、話がまとまり、この度事業計画変更の承認申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

小岩 勇委員

整理番号2番ですが、先般電話をかけて確認したところ、事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

1番並びに3番については、本日欠席で事務局の提案のとおりでございます。

事務局並びに担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の27ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 288 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 丸車庫1棟  
転用目的 車庫兼用物置建築敷地  
判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

先ほどの事業計画変更承認、整理番号3番の5条申請になります。申請者は、申請地の対面に居住しており、4月より娘さんも同居することとなり、駐車スペース及び物置が不足するため、適地を探していたところ、向かいの所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 2,038 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 コンビニエンスストア1棟及び駐車場（17台分）  
転用目的 コンビニエンスストアへの賃貸  
判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。今後の収益が見込まれる場所であるため、コンビニエンスストアを開きたい旨、この度申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 573 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅1棟2階建て及び事業用駐車場、車両回転場

転用目的 一般住宅建築用敷地及び事業用敷地  
判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在の住宅が一般国道 252 号防災安全事業に当たり、移転を余儀なくされました。代替地を探していたところ、所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号 4 申請地 \*\*\*\*\*の一部 田 16.86 m<sup>2</sup>  
農地区分 農用地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*\*  
申請概要 \*\*\*\*\*携帯電話用基地局の建設工事に伴う工事ヤード及び資材置場（一時転用）  
転用目的 工事ヤード、資材置場  
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など他の土地では代替がない。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。\*\*\*\*\*による申請地同番への携帯電話基地局の建設に伴う工事ヤード及び資材置場の一時転用です。工事期間は、平成 29 年 5 月 31 日までの計画となっております。

議長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

整理番号 1 番・整理番号 2 番については事務局の報告のとおりでございます。

小幡悦男委員

整理番号 3 番ですが、\*\*\*\*\*さんから再三話を伺っておるのですが、事務局の説明のとおりでございます。

櫻井貞夫委員

整理番号 4 番ですが、先ほど事務局の説明のとおりであります。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

3 番の用地について、最終的に 3 条許可を得た年月日が分かったら、教えてもらいたいんですけど。3 条許可が出て取下げして、また 3 条許可が出たと思うんですが。ちょっと定かではないんですが。

事務局（高橋主任）

今、正確な許可の日付は持ち合わせていないんですけども、2 作を経過しているという記憶です。

中澤正規委員

1作目をして、取り下げ申請したとかではないでしょうか。

小幡悦雄委員

これは前にしたとこだ。後で一括でしたがんだ、これは最初に通した番地で取り下げたところとは違う場所だ。

中澤正規委員

多分3年経過はしてない、3作は多分していないところだと思いますが。許可が出て、足掛け2年、1作での土地ではないかと思うんですが。

事務局（高橋主任）

正確なところ、少しお時間いただいて、後から報告させていただきたいと思います。

中澤正規委員

ということは、今回の総会では審議をできないということですか。

事務局（高橋主任）

総会中に調べてきます。

議長（上村会長）

事務局のほうで確認しますので、しばらく時間を置きたいと思います。では、とりあえず休憩。しばらく時間をいただきたいと思います。

事務局（高橋主任）

今確認してきまして、該当地については平成27年7月24日に3条許可を受けている土地となりまして、2作耕作したという状況です。以上です。

議長（上村会長）

今、事務局の報告では27年7月24日で、基準の中にそれをやると中での3作というような中澤さんのほうからの意見で、その問題がどうなるのかというところなんだけれど。流れとしては代替地というものは、公共地の代替地という形の中でその辺を決める中では、それは問題ないんですか。

事務局（高橋主任）

明確に3作しなければならないという書き物は何もなくて、なのではっきりとした基準が書き物上はありません。

中澤正規委員

3年3作のその基準というのが、これはどこかの条・法律であるかといえば、規則は全くありません。ないけども、要は3年3作の基準というのは、これは日本全国どこの農業委員会も3年3作、「3条許可を得た後、3年3作は農地として利用してください」というのが大原則になっているわけです。今内容を聞いたら、買人は公共事業に係って代替地を探していて、たまたまそこが見つかったということですが、国や県が「代替地をそこにしなさい」ということはまず言わないと思

います。個人推奨でたまたまそこが見つかっただけであるので、2年2作でこれを許可するという事は、今後も例えばそういう事例があった時も、前例があるから出さなければならないということになりかねないと思います。

#### 小幡悦雄委員

さっき事務局の説明した手前、いろいろな角度から3回作付けしねばというようなことで、事務局とも含めた中で検討をした経緯があるわけですが、県道の歩道拡張のために今泉地内を数カ所候補地として探した経緯があるんですが、車回転場等の関係でどうしてもこれくらいの面積が必要だということで、この場所を決定したということでございます。

もう一点、3カ年の作付けがという部分で明確な部分があるのかないのかという部分も検討した結果、「とにかく、そういうことで書類を提出してみよう」ということで出したわけです。そういう部分では、必ずしもその3年にこだわらなくてもいいのではないかなど。

#### 議長（上村会長）

今は、いわゆる3年3作の中での一つの形があるということですが、そこどここれを提案する中で、当然事務局のほうも確認をしてあると思うので、現実的に3年確実なのか。いやいやそうでない、その上で見てどうなのか。その辺について説明してもらえば別に問題ないと思うんだけど。

#### 事務局（山本事務局長）

移転補償について話は聞いておりました。それ以上は、ちょっと私のほうではすみません。ただ、今回の事業で用地買収がなされて、用地買収に係る方の家屋が公共用地施設の敷地に係るといふ、そういうことだと思います。その後、係った方については、当然移転先を一応求めるわけですが、そこが今回たまたま前回の3条許可を得た場所だったというようなことであります。この場所しか多分なくて、そこに移転補償に係った物件というようなことで今回ここに出てきていると思いますので、そういう事情を踏まえた中での農業委員会での審議をいただくのがいいのかなというふうに思います。

#### 議長（上村会長）

今局長のほうからの説明ですが、どうでしょうか。

#### 中澤正規委員

そうしますと、農水省が出している3年3作の基準というのは覆されるわけです。申請が出てくると、その内容に「これは私的な条件。かわいそうだから。ここしかないから許可しよう」というようなことはあってはならない、してはいけないのが農業委員会だと思うんです。少し読んでみましょうか。3年3作基準というのがあります。農地の耕作目的の農地譲渡が禁止されているのは、農地を資産保有、または投資の対象、要は土地ころがしみたいなそういう権利取得を防ぐことを目的としたものです。このため、農地法第3条の許可による権取得後3年を経過し、かつ3作以上の実績がない場合は、農地所有権移転売買等は行わないようにしてください。これは規則にも何もありません。ただ大原則として、農地取得する時にはそのものを守ってやってくださいよということでもあります。例外というのは3つばかり挙げてありますが、これには今回のものは該当していません。そして、例外で認

められているのは同一世帯員相互間における3条許可、それと公共事業に関連し、公益上の目的等による農地の取得、これは第三者ではなく、本人のみに該当する例外文書です。あとは、その他農業員会として県担当課と事前協議経たもの。世帯員の死亡、疾病等の事情で耕作継続が困難となったもの。農地の災害による荒廃などが例外として挙げられております。

議長（上村会長）

今、中澤委員からその辺の具体的な話があったんですけども、事務局のほうではどうですか。その辺の解釈をして、これを現状で審議を通すという形でいいのかわかるか。その具体的には、今この発言がありましたが、それをまたどう解釈する方法があるのか、ないのか。

事務局（山本事務局長）

公共事業については、本人云々というのを言っているんですけども。

中澤正規委員

ようは、申請人本人の土地が直に公共事業に当たった場合はどうか。

事務局（山本事務局長）

処理は本人になるんですよ。

中澤正規委員

関係ない赤の他人が公共事業で土地買収されて、居場所がなくなった。その時「俺の土地やるからこっちへ来いや」といったときに、その土地が3条許可を得てから2年しかたってなければ、それはしてはいけませんよ。それをしてしまうと、要は土地ころがし目的のやつも全部許可を出さないといけないということになる。それが示しているのが3年以上経過した土地であればいいでしょうという。

事務局（山本事務局長）

代替地を求められて申請が挙がってきているわけですけども。一応公共事業収用法に基づいた中での5条申請許可ということですので、その辺を踏まえた中で判断をしなければならぬのかなという感じがするんですけども。

中澤正規委員

これは今回の議会で結論を出すのは時期早々だと思いますので、事務局で県あるいは国に問い合わせ、その後の再申請ということではいかがでしょうか。

議長（上村会長）

今そういう提案がありました。ここに挙がってきているということの中では、今局長が言った部分も当然あると思われるというようなことで、今その辺確認はできるだろうか。

事務局（高橋主任）

中澤委員が言われたとおりに法でうたっているわけではないので、運用の範囲だと思います。基本原則は3年3作というのはあるという上で、今回の事例について、魚沼市農業委員会というのはその原則をそのまま受け取り、3年たたなければ必ず

許可はできないということにするのか、そうではない例外に当てはまるので、基本原則は分かった上で今回は許可するという判断にするかというどちらかだと思います。

議 長（上村会長）

今事務局が言いましたその説明というのが正しいともあろうかと思えますし、中澤委員がその主張のしている部分というのがあると。ただ問題は原則ということの中ですし、また私ども農業委員会としましても、今後やたらとそういった事例が出てくるということになってくると、その辺もやはり将来的には影響が出てくると思うんですが、この件については公共施設の事業ということに絡んだ中での、代替地に関しての中での一つの事例ということでもあります。私ども委員会がそれを採決するかどうかということですが、事務局の説明を優先する形の中で採決ということによろしいかと思うんですが、その辺中澤委員、ご理解いただけるかどうか。

中澤正規委員

私、別にどうのこうのじゃないんですが。ただ、これを許可するしないで審議をした時に、ただ\*\*\*\*\*さんそのものは公共事業にはまったく関係ないという中での審議でいいのか悪いのか、その辺がどうか。

小幡悦男委員

申請者はあくまでも\*\*\*\*\*さんなんだけど。\*\*\*\*\*さんが所有している部分なんだけど、これはあくまでもさっきも。

中澤正規委員

私だけの意見であって、他の人の意見も伺ってみせんと、多数決ではできません。

議 長（上村会長）

まあ譲渡人、いわゆる代替地を求められた方でどうでしょうか。そのほか意見がありましたら。

横山史子委員

今中澤さんのその原則論を聞いてなるほどと思いました。事務局のお話ではいまいち納得できないかな。原則を曲げても、こういう場合はいいよということがあるんだというような、事例もありますよというようなことをもう少しお聞かせ願って、その上で魚沼市の農業委員会が判断するというようなのであればいいんですけど、もう急ぐから決めてしまいたいみたいな雰囲気です。事を図るといのもちょっとあれですので、もう少し私は上のほうに、県とかそういうところに聞いて、「そういう事例があつてやむを得ない事例だから、原則そういうところは曲げても致し方ないんじゃないか」というような見解もあるよというようなお話を聞かせてもらえれば、私は納得できるのかなと思いました。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

今それぞれ意見が出ております。説明はいろいろ出てきていますけれども、原則



ということと、この解釈という部分でございます。理解をお互いにしていただく形の中で採決を我々求めなければならんというようなことですが、この一つの底辺になりますいわゆる3条許可という経過のものがそこに当たるという部分の解釈と、いわゆる公共事業からの繋がり中での原則的な考え方の中での申請という部分だと思います。その辺で今日結論出すのか出さないのかということになるんですけども、一応私どもがそれぞれの主張を聞く中で、いわゆる事務局の説明の中での確たる文言でこれを解釈できるものなのか。それをもう一回第三者に今確認できるのかどうか、その辺どうか。もしできるのであれば、これを先に延ばすこともできないから、急ぐわけではないけれども、確たる説明ができれば、ここでどちらかの採決を取ることできるんですね。若干時間をもらってあれだけ、確認をしてくてもらえばいいか。その辺どっけだか。

事務局（山本事務局長）

確認します。

議長（上村会長）

これも確認させていただきます。この意見がある中では、お互いにある程度認識しないと先進められませんので、しばらく時間をいただいて、また会議にさせていただきますと思います。また、しばらく休憩させていただきます。

では、再開させていただきます。

まずは、3条の件の3作ということの中での、一つの農水省のその文言の説明ができれば、まずそこから始めて、今回のこの件について。

中澤正規委員

その前に、少しいいですか。ここ至る背景というのは、もう少し詳しく説明いただけませんか。それがないと多分この判断というのは難しいかなと思いますので。

議長（上村会長）

この内容は今こういう人から申請があったというだけですので。まず一つは、その3条の3作、これをどういうふうに解釈するか。これをまずやって、その後これが挙がってきた経過ということで、そこどこがどうも話がないもんだから、そこを併せてしてもらいます。

事務局（穴沢主任）

では、3条の3作のことについて、少し私のほうから話をしたいと思います。農業会議のほうにもその3作の話の判断がつかないので、問い合わせをしたら、「3条の許可についてはもう市町村で判断してください」と言われまして、「近隣の農業委員会に聞くとか、前例を参考に判断をするように」という話でした。

農水省のほうでは「原則は3作だ」というふうに言っているんですけども、農業会議のほうでは「市町村で判断してください」ということでしたので、3作でない場合もあるというふうに考えています。この公共事業の代替地について、例外が認められるかどうかというところは、これから高橋のほうからどういう経過でこの案件が挙がってきたのか説明があると思うんですけども、3作の判断というのは非常に悩ましいところであります。ですので、今回も皆さんから意見を聞かせていただければと思います。

議長（上村会長）

はい、ありがとうございます。いわゆる上部団体のほうでも原則という言葉で判断は各地域の農業委員ということのようでございます。ですので、闇雲にどうにでもなるこてやということの解釈は良くないということですので、まずそこは念頭に置いていただきたいと思います。闇雲に誰でもこっけんがん申請が挙げればいいこてやということの解釈の通り、それでいてそこら辺はきりも際限もないようなことはできないということで考えておりますけれども、次にこの3番が挙げてきた経過、いわゆる先ほどから公共事業の代替地だということをおっしゃっておりますけれども、この辺の流れを高橋くんのほうから説明をお願いしたいと思うんで。

事務局（高橋主任）

転用の流れですけれども、\*\*\*\*\*さんが公共の工事にあたったということで、今契約書を確認しましたら、平成29年3月31日までに移転をするということで新潟県と契約をしております。その関係で増田さんが代替地を探し、今回の申請地を転用したいということで挙げてきたというのが経緯です。

一般国道252号防災安全工事であたったということで、道が広がるんだと思います。

議長（上村会長）

経過については、いわゆる公共事業というのは国道にぶつかったというようなことで、その契約書であれば3月31日までに移転するというようなことの契約ということでございます。そこで今問題になってきているのが、いわゆるこの代替地に該当する場所の3条の許可後の3作目を原則的にどうするかということになっております。その辺、私が先ほど言いましたように、闇雲な形の中でこれを3年という原則を短くするとか、伸ばすとかということとはできないということはこれは確かですけど。いわゆる公共事業に係る部分の中でのこの取り扱いということで、その辺の判断ということになります。そこどこをひとつ年頭に置いた中で、これを今の中で結論を出すか出さないかということで、ひとつ皆さま方がご意見があれば伺いたいと思いますし、そうでなければ、この説明を受けた中での一つの原則を。原則を曲げるということではないんですけども、原則という解釈だから、公共事業の代替でそういう期限が決められているからいいんじゃないかなと2つの方法だと思いますけれども。その辺いろいろ意見がありましたら、お願いしたいと思います。

中澤正規委員

今説明の中で公共事業の代替地ということをおっしゃっていますが、本件に関しては公共事業には全く触れていない事案だと思います。ただ、たまたま\*\*\*\*\*さんが公共事業で立ち退きを3月31日までにしなければならぬということだけであって、農業委員会は公共事業に関する立ち退きには、関与してはならないわけではないでしょうか。

目黒隆弥委員

同感です。

議 長（上村会長）

その辺の解釈。ほかにどうでしょうかね。

目黒隆弥委員

公共事業にこの地主の方が直接関係あるのであれば話は違ってきますけれども、\*\*\*\*\*さんという方は公共事業に関係あったとしても、あくまでもこの案件に関係している公共事業ではないというふうに私は線引きをして考えなきゃならない問題だと思うんです。というのは、どうしてもこの土地でなければならないということはないわけですから、そこを間違った説明をなさらないようお願いをしたいと思います。原則である以上は、よほどちゃんとした理由がなければ、後で禍根を残してしまうことになる可能性が非常にあるかと思っています。「農業委員会は何でもいいや、出しさえすれば OK になるよ」というようなのが囁かれてしまえば、権限も威厳もなくなってしまいますので、このところはっきりさせてく必要が私はあるような気がいたします。以上です。

横山史子委員

異議なし。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょう。

中澤正規委員

この\*\*\*\*\*さんという方の現状の工事立ち退き前の面積だとか、そういう内容というのは分かりましたらお教えていただきたいと思っています。というのは、現状よりもプラスアルファでこの買収、土地の確保ということであれば少し変わってくるかなという判断をせねばいかんと思っていますので。

事務局（高橋主任）

正確な面積等は持ち合わせてないですけども、こちらの今回の申請地に対する計画なんですけれども、今\*\*\*\*\*さんが事業として赤帽をやっていて、狭いという説明は受けています。今回事業用としてもかなり広く計画の面積を取っているということですので、現状の土地は申請地よりもかなり狭いところで事業をされていると思います。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

桑原正文委員

今代替という話がいっぱいされているんですけど、代替地であれば恐らくこの買収者が介入してきて、三者間契約を結んで初めてその代替地ということになると思いますんで、この案件は多分それではないと思います。例えば水の郷工業団地みたいに工事で全部潰れたところが新しく議案にいっぱい出てきましたけども、代替地でみんなまとめましたよね。あれは多分市がほとんど関係をして、要するに三者間契約で結んであると思うんですけども、これは恐らく\*\*\*\*\*さんが偶然県道敷地に潰れただけであって、そういう正式な三者間契約がないと思いますので、これはやはり認めるとなると、\*\*\*\*\*さんが言っているように農業委員会として

基本的な原則が崩れる心配があると思いますので、今回は保留にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

議 長（上村会長）

ありがとうございました。

これを具体的な形の中で進めるに当たり、いろいろそれぞれ意見が出てきたわけでございますけれども、ほかにどうでしょうかね。

（特になし）

もしなければ、ここは今の意見の中では、今回の審議の中では結論が見いだせない、いわゆる保留という形で意見が流れておりますが、その辺保留の中でも事務局のほうでの対応は大丈夫ですか。ここでそういう結論が出れば、問題ないということですか。今いろいろ意見が出ておりました。譲渡人には直接の代替ということが出てくるけれども、譲受人には該当しないというようなことの見解が出ております。そんな中では、そういった意見があるということの中で、むしろ逆のほかの見解はありませんか。

小幡悦雄委員

代替という言葉が、\*\*\*\*\*さんが直接ではなく\*\*\*\*\*さんの土地だから代替地とは見なさんねという意見もあったわけですが、明らかに国道の歩道拡張工事のために\*\*\*\*\*さんがやむなく、現状のところでは歩道に車を入れて荷物の積み下ろし等するような部分で支障が出るということで拡張工事になったわけです。そういう部分で、あくまでもその工事のために\*\*\*\*\*さんが移転しねばねということで、そういう部分に対しては、私は代替と言っても何も間違いはないと思うわけです。さっき第三者委員会とかという県が立ち入った中という話もあったわけですが、そういう場合は、多分大規模な開発とかいろいろな部分であった場合はそういうケースもあろうと思うわけですが、村なり市なりで小規模な改修工事等に置いて、第三者委員会まで立ち上げた中での用地買収、また代替案というのはそう例を見ないと思うんです。

議 長（上村会長）

よろしいですか。

関連の中で、地区担当委員の小幡委員のほうからは先ほど言うような意見がございますけれども、今の私どもの審議の経過を見ておきますと、私がどちらにするかということの見解の中では、これについてはやはり今回結論は出ない。基本的な考え方の中で言っていることの解釈をする中では、やはり今回については保留だというような意見が出てきております。いろいろ議論があろうかと思えますけれども、その時間をかけても大変ですので、一つの結論を出させていただくというようなこととございますけれども、今回意見をいろいろ聞いてみますと保留という形の中で少し時期を置いてみてはどうかという意見があります。再度事務局でもう一度確認をして、そういう時期が次回にかけられるのかどうなのかということ掘り下げて、説明ができれば取り扱いたいなと思っておりますが、よろしいですか。

横山史子委員

保留といえども、保留にしておいて、原則を曲げちゃならんというような意見だぶある中で、その期間に他にいい方法がありますかと聞かれば、ないというような気がするんです。そうすると、\*\*\*\*\*さんにとっては、3月31日までに

もうどいてくれと言われている中で、私達農業委員がもうちっとおらで考えるんやというふうにはいかないかなと。やはり、例えば\*\*\*\*\*さんに対して「問題がある、3年の原則があるから駄目だ」という意見が多くて保留になったので、お前さん県道なら県の人に相談したり、市の人に相談したりして代替地を見つけてもらうようなことはできねがんだか」というようなその解決策を\*\*\*\*\*さんに提案してみるとか。だってこれで保留で、農業委員はそれはよっぽど負けてあげる理由になるから、最終的には許可する方向に行くというふうなことには私はならないような気がするんですよ。「原則崩しちゃうならん」と、「崩せばみんなよくなってしまいうから」という意見がある中で、これを崩すということには私はならんような気がします。そうかという、今度\*\*\*\*\*さんにある意味迷惑がかかっていくというような事情も発してくるわけですので、そこら辺の対応をどうするかをやはり今日あたりもんでおかんと、このまま事務局だけに対応せいやという話にはならんと思います。

#### 議長（上村会長）

やはり基本的には、掘り下げれば一つの代替地であろうが、売買の農地であろうが、一つには農水省が出すいわゆる3期3作というのは最低限クリアしなさいというところではないかと思えます。その原則を崩してしまうと、やはりこれも将来的にはなかなかいろいろ問題が出てくるというところの中の意見ということでございます。そういったことの原則を私ども農業委員会として「それはやはり基準を置いていこうじゃないか」ということ、そういった考え方の中では、その条件に該当しないということの中では、一つは承認できないよということの結論にもなろうかと思えます。いろいろな意見がありますけれども、私ども農業委員会としては、その基準をまず該当する・順守するというをひとつ理解していただけるかどうか、そこから始まってこの案件をどうするかということになろうかと思えますが、その辺皆さま方、それだけはやはり基本的には曲げちゃうならんという気持ちをお互いに統一してもらえばこの判断がつくと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、実はこれはまだ採決は取っておりませんので、これからやらさせていただきますが、それぞれこの3番の件につきましては議論をしていただきました。横山委員からも方向を示さなければならんという意見があったわけでございますけれども、私が今言いましたように、農水省が出す基本的な原則、これはやはり3年というのは守ろうという解釈の中でのひとつ農業委員会の意思統一ということの中では皆さん方よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

そうすれば、この件も含めまして、ほかの番号の中でご意見等々はないでしょうか。なければ、採決に入らせていただきます。これについては番号順に行うということでございます。また元へ戻るようでございますけれども、担当委員の小幡悦雄さんのほうの意見も当然私ども聞かせてもらいましたけれども、最終的にはこういったひとつの意思統一ということの中での採決を順番に行わせていただきます。

まず、整理番号1番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号3番について、今それぞれご意見をいただきました。この件については、原則的なものの考え方ということの中では、否とするということよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番、2番、4番については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

なお、整理番号3番については否という結論でございます。また再度この譲受人、申請者との協議の中で物事を進めていただくというようなことでお願いしたいと思っております。早急に対応をお願いします。

それでは、第3号議案については以上ということにさせていただきます。

## 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書28ページ及び本日配布しましたA4、1枚の別紙のほうをお願いします。

議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、今回は除外1件となっております。別紙のほうご覧ください。

整理番号1 申請人 \*\*\*\*

変更申請土地 \*\*\*\* 田ほか11筆 合計10,265㎡

変更理由 複合商業施設の拡張・再開発

申請地は、既存の\*\*\*\*の農地です。既存の駐車場では手狭なため、駐車場敷地を拡張し、店舗を移動する計画となっております。現地の状況及び事業計画内容が変更同意できるものと考えます。

なお、今後のスケジュールですけれども、順調にいけば転用の申請のほうを平成29年6月ごろ、\*\*\*\*の店舗のほうの開店を平成30年9月ごろ、全体計画の終了のほうを平成31年秋ごろを予定しているとのことです。

議長（上村会長）

議案4号において、地区担当委員の櫻井委員は欠席ということで、ただいま事務局より説明のとおりでございます。ただいま説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書29ページをお願いいたします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について、説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

利用権（設定） 件数 156 件  
筆数 820 筆  
面積 543,969.27 m<sup>2</sup>

なお詳細については、事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書78ページをお願いします。今月は売買4件、贈与1件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	***** 田ほか5筆 合計3,230 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****
	所有権の移転を受ける者	*****
	売却価格	全体で*****円
整理番号2	所有権を移転する農用地	***** 田ほか11筆 合計5,716 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****
	所有権の移転を受ける者	*****
	売却価格	全体で*****円
整理番号3	所有権を移転する農用地	***** 田ほか5筆 合計6,617 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	***** ***** ***** *****
	所有権の移転を受ける者	*****
	売却価格	全体で*****円

整理番号4	所有権を移転する農用地	*****	田	2,054 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号5	所有権を移転する農用地	*****	田ほか3筆	
		合計	1,322 m <sup>2</sup>	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	権利種別	贈与		

以上、所有権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、議案第5号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

阿達 正委員

77ページまでで、今回農事組合法人\*\*\*\*\*というところが大分小平尾のところを請け負ったわけですけど、初めてできた農事組合法人なんで、経営面積から何から全部ゼロになっているわけですね。できれば、これを全部最後のほうでどのぐらいの経営面積になるのか、あと労働力とかそういうのも分かるようにしていただけないでしょうか。どんなあれになったのかが全然見えてこないんで。全部この\*\*\*\*\*というのが小平尾を請け負うという形は分かるんですけど、どんな農事組合法人なのかが全然見えてこないの。

事務局（穴沢主任）

今契約をしたところですので、新しく1月4日に法人設立をしまして、新規でスタートするところです。ですので、今のところは全く経営面積がない、労働力もないという状態なので、こういう表示になっているんですけども、今の申請した分を合計して次回の総会の時にお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（上村会長）

いずれにせよ、申請時点でおそらく面積は集計すれば出てくるはずなんで、分かる範囲でひとつ挙げていただきたいと思います。

事務局（穴沢主任）

今集計ができないので、次回お願いします。

議長（上村会長）

では、また報告してください。できるだけひとつこの辺の経営面積等々誤差がある場合もありますので、事務局は大変ですけども、分かる範囲でひとつ挙げていただきたいと思います。

そのほかどうでしょうか。



目黒隆弥委員

69 ページにありますけども、先般北魚沼農協さんから今まで契約していたがんは、ちょうど満期になったんで解約させていただきたいし、今後また要するに中間管理機構がメインになっていることとの関係でしょうけども、農業協同組合としてもこの農地の貸借を直接やらないんだというような話を間接的に伺っているんですが、このページを見ますと利用権の移転受ける者になっておりますけども、その辺のことってお分かりになりませんか。

事務局(穴沢主任)

この表示なんですけれども、農協さんが間に入っておりますて、地主さんと農協の貸借、そして農協と実際に耕作する方の貸借という表示で2段ずつになっているような状態です。

目黒隆弥委員

中間管理機構と同じようなことをやっているかと解釈をすればいいですか。

事務局(穴沢主任)

そうですね。

目黒隆弥委員

これだったら、今までの契約をあえて変更する必要ないと思うんですけど。私、先月末から今月にかけて、この件で東京と連絡取ったりしてやった経過があるんですけども。

もし分からなければ、今はよろしいですが。

事務局(穴沢主任)

契約が満期が来たので、また契約ということだと思えます。

目黒隆弥委員

先般も実はそういうことがあったんですよ。

議 長(上村会長)

農協で断ったと。

目黒隆弥委員

そういうことです。

議 長(上村会長)

なるほどね。

目黒隆弥委員

連絡は2月3日までに農業委員会言うてくださいという、それで私のほうへ相談が来たんで、私はもう要するに例の中間管理機構というのができてから、農協は直接やらないんだろうと。あるいは実際1年前にある問題をお願いしておきましたけど、回答が出てこないと。ですので、要するに中間管理機構のみになって、JAさ

んのほうが例の農地保有合理化事業の関係から手を引いたんだろうと解釈していたんですけども、これから言うとそうじゃない。

議 長（上村会長）

その辺、関さんのほうで情報分かりましたらお願いします。

関 武雄委員

私もその点について確認いたしました。これは、やはり基盤促進法に基づいて、農協が集積を、事業をやるということで規定がございます。その中でもあるんですけども、これはできたのが今の管理機構ができる前からやっているということなんですけど。なんでそういう制度が今あるのにそっちのほうを利用しないんだということでしたけども、まだそれがずっとこう継続されて事業として残っているということでございます。内容を聞きますとなかなかその人間的なことでストレートにやりづらいつて人たちがこういう農協を通じてやっているような形というふうに説明を受けました。

目黒隆弥委員

実は、農家サイドから言いますと、農協が間に入ってもらった方がありがたいんだと。農機中間管理機構というのは変な話だけどペーパー会社と同じだから、実際のところをやるのは農業委員がやったりするだけであって、実際のところ何にもやってないでしょうね。けども、お金をもらったりする段階では中間管理機構通さないと駄目ですし、と同時にやはりかなり厳しい条件つけてきますので、本当は農協にやってもらったほうがいいというのが、実際はちまたのほうへ。分かりました。ありがとうございます。

議 長（上村会長）

実は、この件で私も現役の時は農協の農地保有合理化事業で利用して利用権設定してくださいということで推進しました。その経過の中で、今日黒委員が言うように中間管理機構ができてきたということで、ひとつには聞いてみますと中間管理機構へのシフトということで、話は出しているようです。そう言っては言い方が悪いけれども、結局農協の窓口で受ける場合にはそっち行ってくれということが優先の言葉になってしまうものだから、実は農家の意見はこうですよということを聞いて判断をしてもらいたいというところなんです。そこどこがどうも一方的に農協の人はしねえとあんだてとこういう話になるものだから、そこいらやはりやり取りに問題があるのかなということで、これまた申し入れをさせていただきたいと思えます。やはり資金をもらうことを目的とすれば、受け手と協議して中間管理機構を利用しろと、ただし10年だという話、10年できないやと言うと、やはり農地保有合理化事業でもいいのではないかなということで進める場合もありますので、その辺また今言うような誤解を招かない対応ということで、お願いしたいということで申し入れをさせていただきたいと思えます。

そのほかどうでしょうか。

阿達 正委員

今の解釈だと、中間管理機構ではなくて農協に願したら、農協でもそういうふうに相手見つけてくれてできるという。

議 長（上村会長）

できるというよりも、農地保有合理化事業を窓口にしているということは相談に応じるということですので。では、相手を見つけたからということが確実だとは言いません。中間管理機構と同じでやはり恐らく相手がいなければ困るろうというのは変わりません。

阿達 正委員

農協は手数料を取らないんでしょ。

「取らない」の声あり。

では農協のほうがいい。まあ、お金のあれはそうなんだけど。

議 長（上村会長）

農協は手数料を取っているという話は聞かないんだよ。

関 武雄委員

取っていません。

議 長（上村会長）

ただ、なかなかお互いに中間管理機構も農協の農地保有合理化事業もやはり相手ということで今度は職員が動く場合もあります。これはもう中間管理機構も同じですよ。

阿達 正委員

あともう一点、小平尾の地区担当がいるわけですから、実情みたいなのが何か分かったら、お願いしたいんですが。

佐野 彰委員

担当していますが、これについては前々にその土地改良を関係しているの、あまり突っ込むなということで、何の報告もありません。ただ放棄地があるかどうかというパトロールはしてありますが、その田んぼの利用権とか、そういうのについてはタッチしないように、こういうことだんがん、よろしくをお願いします。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（高橋主任）

- ・収入保険制度の導入・加入方法についてと周知のお願い

事務局（山本健一事務局長）

- ・新農業委員、農地利用最適化推進委員の候補者選定委員会の実施報告、任命について

議 長（上村会長）

それでは、以上を持ちまして本日提案の報告並びに議案事項につきましては全て審議をいただきました。ありがとうございました。

（時刻は 15 時 50 分）

上記会議の内容は、平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---